ツキノワグマの狩猟による捕獲等の制限について

1 趣旨

ツキノワグマの管理は、絶滅をさせない個体数の管理(絶滅リスク管理)と人身被害、精神被害等防止のための個体数の管理(被害リスク管理)のどちらも許容できる範囲内に個体数を維持することが重要である。

現在、兵庫県に生息する地域個体群の推定生息数は増加傾向を示しており、人身被害等の未然防止の観点から適正な個体数管理を進める必要がある。

このため、推定生息数に応じた絶滅リスク管理と被害リスク管理を連動させた対応を実施する。

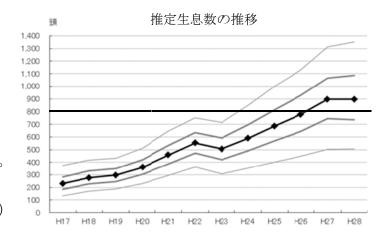
2 狩猟と有害捕獲の対応の考え方

(1) 推定生息数

平成 28 年当初 897 頭

(2) 個体数管理方針【800頭以上】

絶滅のおそれは当面ない状態と 考えられるため、狩猟を実施する。 被害を減少させ安全と安心を確 保するため、有害捕獲(原則殺処分) を実施する。



※狩猟の意義

クマの狩猟は、集落への出没に対しての圧力をかけ、人身事故や精神被害、農業 被害等を防止する予防的意義を有している。

推定生息数	有害捕獲の対応			狩猟の取り扱い	
(中央値)	クマの生息ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン	が無の私のなりがい	
400 頭未満	有害捕獲は実施しない		有害捕獲を実施		
	※ただし、人身事故個体等の有害捕獲は実施可能		※捕獲個体は、学習放獣	狩猟禁止	
400 頭以上				行州	
800 頭未満		有害捕獲を実施			
800 頭以上		※捕獲個体は、原則殺処分		狩猟実施	

3 狩猟の捕獲の制限

絶滅リスク管理と被害リスク管理を連動させた適正な個体数管理を進めるため、狩猟ができる区域・期間、狩猟者数などに制限を設けることについて意見を聴く。